

正 誤

ページ 行 誤 正
令和六年三月二十七日(号外第七十三号)厚生
労働省告示第百二十三号(保険外併用療養費に係
る厚生労働大臣が定める医薬品等の一部を改正す
る告示)
(原稿誤り)

一一六 改正後欄 又は
" " 七 または

令和六年三月二十七日(号外第七十三号)厚生
労働省告示第百二十四号(厚生労働大臣の定める
先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部
を改正する告示)
(原稿誤り)

一二五 改正前欄 胚培養 胚培養
五
令和六年三月二十七日(号外第七十三号)厚生
労働省告示第百二十五号(要介護被保険者等であ
る患者について療養に要する費用の額を算定でき
る場合の一部を改正する告示)
(原稿誤り)

一三六上 六第14部 第12部
一四二 " 三第6条第7項 第六条第七項
" " 四第8項 第八項
" " 五第9項 第九項

令和六年六月二十四日(号外第百五十号)厚生
労働省告示第百二十七号(医薬品、医療機器等
の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するも
のとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部
を改正する件)
(原稿誤り)

八 四組織培養不活化乾燥組織塊を帯状
タニニ媒介性肺炎 梅毒ワクチン(ハ
クワンチン チヤクニニズハ
ムスター卵巣細
胞由来)